

パブリック・コメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
1	E	<p>暴力団を排除しようという考えは賛成である。</p> <p>不動産所有者等が契約解除等を行う場合、暴力団事務所等であるとの立証責任は、不動産所有者等が負う必要があるが、可能なのか。公安委員会による証明等の取組みが必要ではないか。</p>	<p>不動産所有者等が本条例による契約解除等の措置をとる場合、暴力団事務所等が開設されたことを立証することは、現実的に困難であると考えられます。</p> <p>現在、全国的に行われている暴力団事務所の撤去運動においては、警察が捜査や各種警察活動を通じて得た資料に基づいて暴力団事務所の立証を行ってきており、本条例の適用に当たっても警察が中心となって立証していくことになると考えております。</p>
2	D	<p>条例案では、「開設されていることが判明」とあるが、暴力団事務所等が「開設されようとする段階」で、契約解除等を求めることはできるのか。この場合、「暴力団事務所等」として使用される見込みであることの立証は困難になるが、もし可能であれば検討してほしい。</p>	<p>暴力団事務所等については、組織的な活動の用に供している具体的な事実により立証することが必要です。</p> <p>したがって、暴力団事務所等が開設されようとしている段階での立証は困難であると考えられます。</p> <p>暴力団事務所等が開設されるおそれのある施設が発見された場合は、地元自治体、地域住民等と連携して監視活動を行うなど、暴力団事務所等の開設防止に努めていきたいと考えております。</p>
3	E	<p>企業舎弟と呼ばれる暴力団関係業者の事務所、建物は、暴力団事務所と位置づけることができるのか。</p> <p>また、暴力団事務所としてなにがしらの対応を図るのか。</p>	<p>本条例においては、暴力団事務所等を「暴力団及び暴力団員が組織的な活動の用に供している不動産」と定義しており、暴力団関係業者の事務所、建物というだけでは、直ちに暴力団事務所と判断することはできないと考えられます。</p> <p>しかし、当該事務所が暴力団の組織的な活動の用に供していることが判明すれば、本条例の適用の対象になると考えます。</p>
4	E	<p>企業舎弟の不動産業者が、暴力団事務所を斡旋した場合の対応はどうなるのか。</p>	<p>本条例においては、不動産所有者等を「県内において、不動産を所有し、管理し、若しくは占有するもの又は不動産の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介を行うもの」と定義しています。</p> <p>よって、不動産の所有者だけでなく、斡旋した不動産業者も、本条例の対象になり、県による勧告の措置を検討することになります。</p>
5	E	<p>組織的とは、どの程度の人数をいうのか。暴力団員個人の建物が、後日組織的な活動の拠点に変貌する可能性はきわめて強いと思われる。</p> <p>暴力団員であっても1個人としての権利は守られるべきだとは思いますが、暴力団員が暴力団から離脱して生業につくよう警察からの指導を徹底してもらいたい。</p>	<p>暴力団員個人の建物が、暴力団事務所として使用される例は少なくありません。</p> <p>暴力団事務所等の判断については、そこで活動している人数も判断材料の一つではありますが、使用状況等を総合的に判断していくことになります。</p> <p>また、暴力団員の社会復帰に向けた取組みについては、佐賀県暴力追放運動推進センター等と連携して推進しているところであり、今後とも積極的に取り組んでいきたいと考えております。</p>
6	D	<p>非常に素晴らしいものだと思う。</p> <p>もっと厳しくしてもよいのではないか。</p>	<p>今後の暴力団排除に向けた取組みの参考とさせていただきます。</p>
7	E	<p>暴力団の進出に対し、何らかの対策をとるべきであることには賛成である。</p> <p>不動産排除条項を契約に盛り込むことや、立ち退きを求めることは努力義務のようであるが、努力義務に対して違反の勧告を行うことができるのか。</p> <p>努力すれば義務は果たしたことになるので、不動産業者が立ち退き条項を定めなかったり、契約解除を求めなかったとしても、準備中であると言えば違反にはならないと思う。</p>	<p>本条例の「不動産所有者等の責務」は、努力義務規定であります。これに対して勧告を行うことについては、法律の例もあり、可能であると考えております。</p> <p>また、努力義務に反する行為については、施行規則で類型化することとしており、これに基づいて判断していくこととなります。</p>

パブリック・コメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
8	E	<p>契約は両者の合意なので、県が契約の内容を公式には分からないはずであるが、努力義務規定に違反していることがどのようにして分かるのか。</p> <p>一般の不動産屋が取引をする場合、不動産排除条項を盛り込んだ契約をしようとしたが、取引相手に拒否されたため、その条項を盛り込まずに契約したときは努力義務規定に反していると言えるのか、努力はしていると思うが。</p>	<p>県が県内の全ての不動産取引契約の内容を把握することは、困難であります。</p> <p>現実として、不動産取引契約の内容を把握する方法としては、通報による場合、各種警察活動で把握する場合又は暴力団事務所等の開設が判明した場合などが考えられます。</p> <p>取引相手に拒否されたため、不動産所有者等の責務に定める契約ができなかった場合でも、原則として本条例の適用対象となりますが、勧告、公表等の適用については、個別の状況に応じて判断していくこととなります。</p>
9	D	<p>佐賀県から暴力団を締め出すためには、この条例を早く制定すべき。</p> <p>暴力団が定職もなく生きていられるのは、一部の県民が暴力団を利用しているからであると思う。県民が一切暴力団を利用しない、付き合わないための責務について条例で規定できないか。</p>	<p>本条例については、暴力団事務所等の開設を防止することを目的とした条例であり、暴力団の利用や付き合いを禁止することは想定しておりません。</p> <p>これを条例で規定することについては、十分検討する必要がありますので、ご意見につきまして、今後の暴力団排除に向けた取組みの参考とさせていただきます。</p>
10	D	<p>県内に住んでいるが、暴力団の抗争事件には非常に怖い思いをしている。この条例を制定して、暴力団をこれ以上のさばらせないようにしてほしい。</p> <p>暴力団事務所等の開設に協力するような不動産業者も暴力団と同罪だと思ふ。そのような業者に対する罰則があってもいいのではないか。</p>	<p>本条例は、努力義務規定であり、不動産所有者等に対して、その責務を履行しない場合の罰則を設けることまではできませんが、暴力団事務所等の開設に協力する不動産業者については、県が勧告を行い、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、県との契約からの排除や勧告に従わないことを公表することとなります。</p>
11	D	<p>暴力団事務所等であることを確認するためには、その施設の内部に入る必要がある。</p> <p>条例で「公安委員会は、施設内部を確認することができる」という規定を設ける必要があるのではないか。</p>	<p>暴力団事務所に対する立入りについては、暴力団対策法においても極めて限定したものとされており、努力義務を課している本条例で立入りを規定することは難しいと考えます。</p> <p>暴力団事務所等の立証については、警察が捜査や各種警察活動を通じて得た資料に基づいて行ってきており、本条例の適用に当たっても、警察が中心となって立証していくことになると考えております。</p>
12	D	<p>条例を制定して、暴力団排除のためのルールを作るという取組は大歓迎である。</p> <p>条例の目的が、暴対法と変わらないと思うが、暴対法を利用したり、変更したりしてこの条例の内容は達成できないのか。</p>	<p>暴力団対策法においては、指定暴力団員による暴力的要求行為や加入の強要等を防止するため、行政命令を行うことができますが、その手続の中で暴力団事務所等に関する資料を入手することもありますので、そうしたものについては、本条例の適用に資することができると考えております。</p> <p>暴力団対策法の改正等については、ご要望として今後の暴力団排除の取組みの参考とさせていただきます。</p>

反映区分

- 「A」 計画等と同趣旨のもの
- 「B」 計画等の修正を行ったもの
- 「C」 計画等の推進の段階で検討するもの
- 「D」 計画等の修正が困難なもの
- 「E」 計画等に関する感想や質問であるもの